

第 5 回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第5回宮古市農業委員会総会議事録

令和6年9月26日、第5回総会は市民交流センター多目的ホールに招集された。

1. 開会日時 令和6年9月26日(木)午後3時40分

2. 閉会日時 令和6年9月26日(木)午後4時08分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 10名)

1番 去石 徹 委員	2番 田代 寛子 委員	3番 福士 永輝 委員
4番 飛澤 教男 委員	5番 中野 正隆 委員	6番 竹野 牧子 委員
7番 去石 一伸 委員	8番 坂本 久子 委員	9番 山崎 安人 委員
10番 阿部 剛夫 委員		

4. 欠席した委員はない。

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長	荒川 東永
次 長	小野寺 泉
農地利用最適化事務専門員	山桑 成美

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
- 議案第3号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後 3 時 40 分 開会 —

議 長
(阿部剛夫会長)

現在、委員 10 名中 10 名の出席です。
宮古市農業委員会会議規程第 11 条の定足数に達しておりますので、これより第 5 回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

議 長

次に、「宮古市農業委員会憲章 5 番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(宮古市農業委員会憲章 5 番朗読)

議 長

ありがとうございます。
それでは、日程第 1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第 13 条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議事録署名委員には 9 番山崎委員と 1 番去石委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

議 長
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。
小野寺次長。

小野寺次長

議案書の1ページをお開き願います。
(議案書の報告第1号を朗読)
今回は8件の届出を受理しております。すべて相続による所有権移転で、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。
それでは届出合計を読み上げて報告といたしますので、3ページをお開き願います。
(議案書を朗読して報告)

議 長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから質問がありましたらお受けいたします。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長
(議案第1号)

次に、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。
付議番号1番について事務局より説明願います。

荒川事務局長

荒川事務局長。

議案書の4ページをお開き願います。

(議案書の議案第1号を朗読)

それでは、付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料のナンバー1の1をご参照願います。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

次に資料ナンバー1の1をご覧願います。

現地調査につきましては、9月17日に月当番委員の福士委員、地区担当推進委員の野尻委員と事務局の私で行っております。

1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、第2種農地に該当します。農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となります。(2)から(4)までは、転用許可基準からみて、いずれも適当又は確実と認められるものでございます。(5)から(8)までは、該当はございません。

続いて、2の他法令関連事項欄でございます。(1)は、該当ございません。(2)の都市計画法との関連は、都市計画区域外でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域内でございますが、農用地区域外でございます。(4)の他法令による許認可との関連は、該当ございません。

以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の野尻委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の3番福士委員に発言を許します。
福士委員。

3番福士委員

3番福士です。
事務局の説明のとおりで相違ないものと見てきました。以上です。

議 長

説明が終わりました。
これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質問、意見ないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

議 長

次に、付議番号2番について事務局より説明願います。
荒川事務局長。

荒川事務局長

続きまして、付議番号2番についてご説明いたします。議案書の5ページをお開き下さい。所在図は1ページ、資料のナンバー1の2をご用意願います。

(議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

次に、資料ナンバー1の2をご覧願います。

	ここに記載の調査結果につきましては、先ほど説明いたしました付議番号1と同様になりますので省略いたします。 ページの下に記載の3の調査意見をご覧ください。調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の野尻委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議 長	次に、月当番の3番福士委員に発言を許します。 福士委員。
3番福士委員	3番福士です。 事務局の説明のとおりで間違いのないものと見てきました。1番と同様、耕作されていない土地でした。以上です。
議 長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質問、意見がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。
議 長	次に、付議番号3番について事務局より説明願います。 荒川事務局長。
荒川事務局長	続きまして、付議番号3番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー1の3をご用意願います。 それでは、議案書の8ページをご覧ください。 (議案第1号付議番号3番を議案書の朗読により説明) 続いて、資料ナンバー1の3をご覧ください。 現地調査につきましては、9月17日に月当番委員の福士委員、地区担当推進委員の伊東美智子委員と事務局の私で行っております。 1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございますが、(1)の農地の種類は、第2種農地に該当します。農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となります。(2)から(4)までは、転用許可基準からみて、いずれも適当又は確実と認められるものでございます。(5)から(8)までは、該当はございません。 続いて、2の他法令関連事項欄でございます。(1)は、該当ございません。(2)の都市計画法との関連は、計画区域内で地域地区の種類は「指定なし」でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域内でございますが、農用地区域外でございます。(4)の他法令による許認可との関連は、該当ございません。 以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の伊東美智子委員は、異議がないということで

	ございました。 説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議 長	次に、月当番の3番福士委員に発言を許します。 福士委員。
3番福士委員	3番福士です。 事務局の説明どおり相違ないと見てきました。以上です。
議 長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質問、意見がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。
議 長	以上で、議案第1号の審議を終了いたしました。 これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。 お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、議案第1号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。ただし、付議番号1番及び2番につきましては、一般社団法人岩手県農業会議の意見を聴取することといたします。
議 長 (議案第2号)	次に、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。 付議番号1番について、事務局より説明願います。 荒川事務局長。
荒川事務局長	議案書の7ページをお開き願います。 (議案書の議案第2号を朗読) 付議番号1番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー2の1をご参照願います。 (議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明) 続いて資料のナンバー2の1をご参照願います。 現地調査は、9月17日に月当番の福士委員、地区担当推進委員の中坪委員、事務局の私で行っております。 1の適用外証明の範囲でございますが、(4)に該当します。その他農地又は採草放牧地以外になってから20年を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるものに該当するものでございます。

	2 の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。 3 の調査意見、結論でございますが、1 の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の中坪委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議 長	次に、月当番3番福士委員に発言を許します。 福士委員。
3番福士委員	3番福士です。 この土地は全く耕作されていなくて、道路とか線路の残地のような土地でしたので、事務局の説明のとおり異議無いものと見てきました。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質問、意見がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。
議 長	次に、付議番号2番について事務局より説明願います。 荒川事務局長。
荒川事務局長	再び議案書の7ページをご覧ください。 付議番号2番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナンバー2の2をご用意願います。 (議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明) 続いて資料のナンバー2の2をご覧ください。 現地調査は、9月17日に月当番の福士委員、地区担当推進委員の刈屋委員、事務局の私で行っております。 1 の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月、20年を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるものに該当するものでございます。 2 の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。 3 の調査意見、結論でございますが、1 の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の刈屋委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議 長	次に、月当番の3番福士委員に発言を許します。 福士委員。

3番福士委員	3番福士です。 ここは、車庫と花壇のようなものがありまして、あとは事務局の説明のとおりと見てきました。以上です。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。
議 長	以上で議案第2号の審議を終了いたしました。 これより、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を採決します。 お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （全員挙手）
議 長	全員賛成です。 よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
議 長 (議案第3号)	次に、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。 小野寺次長。
小野寺次長	議案書の8ページをご覧ください。 （議案3号付議番号1番から2番を議案書の朗読により説明）
議 長	説明が終わりました。 これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見はございませんか。 （「なし」の声あり）
議 長	質問、意見がないようですので、これで議案第3号の審議を終了いたします。
議 長	これより、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。 お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （全員挙手）

議 長

全員賛成です。
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第5回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後4時08分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 阿部 剛夫

署名委員 山崎 安人

署名委員 去石 徹